

香芝市告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月21日

香芝市長 福岡 憲宏

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

別紙のとおり

3 縦覧場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課